

- 1 審議会開催日：令和4年11月1日（火）
- 2 意見数：23件
- 3 意見の概要及び意見に対する回答：下表のとおり

項目別意見数

項目	件数
前文 に関する意見	15件
第2条（基本理念） に関する意見	1件
第9条（基本計画）、第10条（財政上の措置）、第11条（推進体制の整備） に関する意見	1件
第10条（財政上の措置） に関する意見	1件
第21条（文化の担い手の育成及び確保） に関する意見	1件
第2章（文化に関する基本的施策） に関する意見	3件
第3章（三重県文化審議会） に関する意見	1件
合計	23件

対応状況別意見数

対応区分	件数
① 反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	17件
② 反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。	1件
③ 参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	2件
④ 反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの。（県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。事業主体が県以外のもの。法令などで規定されており、県として実施できないもの。）	3件
⑤ その他：①～④に該当しないもの。	0件
合計	23件

対応状況

番号	中間案での該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する考え方
1	前文	人口減少や少子高齢化に対して、文化の振興がどのような効果や影響を与えることができるのかについて、もう少し記述してもよいではないか。	①	ご意見を踏まえ、「文化は広く社会全体にも波及し、社会の諸課題の改善や解決に寄与する強い力を有することを、我々は再認識する必要がある」との記述を追記します。
2	前文	前文について、新しい文化を創出するという視点が弱いのではないかと感じた。	①	ご意見を踏まえ、「新たな文化の創造につなげていかなければならない」との記述を追記します。
3	前文	文化芸術基本法の前文に「経済的な豊かさがありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備、環境の形成は十分な状態にあるとは言えない」との課題があるが、このような課題についても背景に入れてほしい。	①	ご意見を踏まえ、「誰もが文化にふれ親しむことができる環境づくりに取り組みながら、先人の作りあげた文化の継承、発展、そして新たな文化の創造につなげていかなければならない」との記述に修正します。
4	前文	前文の目指すべき姿の実現について、やはり少し具体性に欠けると思う。例えば、「県民一人ひとりが自主性や創造性を発揮し」の後に、「誰でも、いつでも、どこでも、文化と触れ合える」という姿を実現していくというような表現を入れてはどうか。	①	ご意見を踏まえ、「誰もが文化にふれ親しむことができる環境づくりに取り組み」との記述を追記します。
5	前文	前文の8行目は、農業や林業、漁業の文化というよりは、その地域、農村や山間部、漁村が文化を育んだ、というようにした方がわかりやすいのではないかと思います。「地域の環境に応じた農村や、林業の山村、漁村の文化を育み」としてはどうか。	①	ご意見を踏まえ、「農業や林業、漁業に係る文化」に修正します。
6	前文	前文の13行目の「伊勢参り」も、伊勢神宮は「お伊勢さん」とも呼ばれるので、「伊勢参り」ではなく、「お伊勢参り」とした方が正確だと思う。	①	ご意見のとおり、「お伊勢参り」に修正します。

番号	中間案での 該当箇所	意見の内容	対応 区分	意見に対する考え方
7	前文	前文の17行目で「三重の人々はおかげ参りの人々に飲食物を提供し」とあるが、郷土食などの食文化のことにも触れてほしいと感じた。	①	ご意見を踏まえ、「餅など様々な郷土の食を提供し」という記述を追記します。
8	前文	前文の21行目の「伊勢商人は江戸に店を構えて伊勢の物産を商った」というところは、「三重の物産を商った」にしたほうがいいのではないかと思う。	①	ご意見のとおり、「郷土の物産を商った」に修正します。
9	前文	条例制定の背景や目指すべき姿の実現について、経済だけでなく、文化の豊かさで、人々の暮らしを良くする、人々を幸せにするということを盛り込めたら、もっとよくなると感じた。	②	ご意見については、「日々の暮らしの中で生きがいや心の豊かさを実感できる」という記述に反映されていると考えます。
10	前文	前文の三重の文化の特色に関する部分について、三重県の地理について、「東側は」という記述はあるが、西側についての記述がなく、違和感がある。	①	ご意見を踏まえ、「東側は」との記述を削除します。
11	前文	前文には、国内外に発信するなど、発信といったフレーズが入ると、より前向きに、私たちの条例となるように思う。	①	ご意見を踏まえ、「その魅力を発信する」との記述を追記します。
12	前文	前文の「万古焼」という言葉は、「萬古焼」の方が一般に馴染みがあるのではないか。	①	ご意見のとおり、「萬古焼」に修正します。
13	前文	「郷土に対する誇りと愛着を持てるように」といったフレーズを、前文の目指すべき姿の実現の中にも記述すると三重県らしさにも繋がるように思う。	①	ご意見を踏まえ、「郷土への誇りと愛着を育む」との記述を追記します。
14	前文	前文を見て、条例にはこんなポイントがあるとわかるような、わかりやすいキャッチフレーズなどの工夫があるとよいと感じた。例えば、高齢者や障がい者など、誰ひとり取り残さないという部分を大切にするのか、子どもを大切にするのか、文化の継承とか支援に重点を置くのか、それぞれ大切だと思うが、こういったことを大切にしている条例だということを知るような工夫があるとよい。	③	本条例では、本県の文化振興等に係る理念や基本的施策などについて全般的に規定するものであり、お見込みの通り、それぞれが重要な施策となると考えています。いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。
15	前文	「次代を担う子どもたち」という言葉を、前文の中にも入れることはできないのか。	①	ご意見を踏まえ、「次代を担う子どもたち」との記述を追記します。
16	第2条	他の県の条例には、基本理念に「県民一人ひとりが文化の活動の主体であるという認識の下に」とあるが、この考えは大事ではないか。	①	ご意見を踏まえ、第2条第1項に「県民一人ひとりが文化に関する活動（以下「文化活動」という。）の主体であるという認識の下に」との記述を追記します。
17	第9～11条	第9条（基本計画）、第10条（財政上の措置）、第11条（推進体制の整備）については、第9条の中にまとめてはどうか。	④	それぞれの条文は、別個の内容を規定していることから、修正は行わないものとします。
18	第10条	財政上の措置について、条文には県が措置に努めるとあるが、県だけではなく、市町、文化団体、教育機関、事業者も自ら措置を行わなければ、三重県全体の文化振興ができないのではないか。	③	当該条文は、県の財政上の措置についてのみ規定したものです。ご意見のとおり、市町や事業者、文化団体等が主体的に積極的な役割を果たしていただくことは重要であることから、いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。
19	第21条	第21条の文化の担い手という文言だが、アーティストや作り手しか示していないように思う。プロデュースする人、アーティストをサポートする人なども必要。あえてそれを文言として書いてもいいのではないか	①	ご意見を踏まえ、「文化活動に関する企画又は制作を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者」との記述を追記します。

番号	中間案での 該当箇所	意見の内容	対応 区分	意見に対する考え方
20	第2章	第2章の各節の名称を、目的がはっきりわかる名称としてはどうか。	④	各節の名称には、それぞれ目的にあたる内容を盛り込んでいることから、修正は行わないものとします。
21	第2章	基本的施策の中に、文化に関する情報の収集が抜けているのではないか。	①	ご意見を踏まえ、第16条（県民の鑑賞等の機会の充実）中に、「文化に関する情報の収集及び提供」との記述を追記します。
22	第2章	基本的施策の各条文には、手段や方法を可能であれば記述してもらいたい。	①	ご意見を踏まえ、最終案では例示を追記します。
23	第3章	第3章が「三重県文化審議会」という組織の名前となっていることに違和感がある、ここは、例えば「文化振興に向けた体制」としてはどうか。	④	第11条において「推進体制」というタイトルの条文があること、また、本県の他の条例でも、通例、審議会については「〇〇審議会」という章名を用いていることから、修正は行わないものとします。

- 1 意見公募期間：令和4年12月12日（月）から令和5年1月10日（火）まで（30日間）
- 2 意見数：43件（3名）
- 3 意見の概要及び意見に対する回答：下表のとおり

項目別意見数

項目	件数
全般 に関する意見	2件
前文 に関する意見	4件
第2条（基本理念） に関する意見	2件
第4条（県民の役割）、第5条（文化団体等の役割） に関する意見	1件
第6条（教育機関の役割） に関する意見	2件
第8条（市町等との連携） に関する意見	2件
第9条（基本計画） に関する意見	2件
第11条（推進体制の整備） に関する意見	1件
第12条（芸術の振興） に関する意見	1件
第13条（芸能の振興） に関する意見	1件
第14条（生活文化の振興及び国民娯楽の普及） に関する意見	1件
第15条（県民の文化に関する関心及び理解の醸成） に関する意見	1件
第16条（県民の鑑賞等の機会の充実） に関する意見	1件
第17条（文化施設の充実） に関する意見	4件
第20条（文化活動への支援） に関する意見	5件
第21条（文化の担い手の育成及び確保） に関する意見	4件
第24条（伝統芸能及び民俗芸能等の継承及び発展） に関する意見	2件
第25条（文化を生かした地域の活性化） に関する意見	1件
第26条（文化と観光等との連携） に関する意見	2件
第27条（歴史と伝統文化を生かした郷土愛の醸成） に関する意見	1件
第28条（三重の文化の魅力の発信と交流の推進） に関する意見	1件
第2章（文化に関する基本的施策） に関する意見	1件
第3章（三重県文化審議会） に関する意見	1件
合計	43件

対応状況別意見数

対応区分	件数
① 反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	28件
② 反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。	0件
③ 参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	8件
④ 反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの。（県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。事業主体が県以外のもの。法令などで規定されており、県として実施できないもの。）	5件
⑤ その他：①～④に該当しないもの。	2件
合計	43件

対応状況

番号	中間案での 該当箇所	意見の内容	対応 区分	意見に対する考え方
1	全般	三重県には、前文でも触れられているとおり、伊賀焼、四日市萬古焼、伊賀くみひも、伊勢型紙など誇るべき伝統工芸があり、文化政策の観点からもその継承・発展を図っていくことが重要と考えるので、愛知県文化芸術振興条例や福岡県文化芸術振興条例のように、伝統工芸の継承及び発展について、条を立てて規定してはどうか。	①	ご意見を踏まえ、第2章第4節「三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承」中に、「伝統工芸の継承及び発展」を新設します。

番号	中間案での 該当箇所	意見の内容	対応 区分	意見に対する考え方
2	全般	三重県には、世界文化遺産に登録された熊野古道や、ユネスコ無形文化遺産に登録された上野天神祭のダンジリ行事、勝手神社の神事踊などがあり、文化財の中でも特にそれらを次世代へ確実に受け継いでいく必要があると考えるので、福岡県文化芸術振興条例のように、世界文化遺産等の継承について、条を立てて規定してはどうか。	③	ご意見のとおり、今年度、勝手神社の神事踊を含む「風流踊」がユネスコ無形文化遺産に新たに登録され、また、世界遺産の熊野古道を始め、本県の特徴ある文化の重要性は、広く国内外に認められているところです。一方、本県には、世界遺産等に登録された文化財だけでなく、人々が守り継承してきた地域の貴重な文化財等が数多く存在します。本条例では、広く文化財等の保存、活用及び継承に取り組むことを規定するため、世界遺産等に登録された文化財等のみを対象とした個別の条文の規定は行いません。 なお、ご意見を参考に、趣旨等に本県の世界遺産、ユネスコ無形文化遺産にかかる記述を追記するとともに、今後の施策の参考にさせていただきます。
3	前文	12行目から14行目に「三重の地は（……）熊野を擁している。（……）熊野は、上皇や貴族が熊野詣を行い」とあるが、熊野詣の目的地である熊野三山は現在の和歌山県域にあり、また、中世に上皇や貴族が熊野詣を行ったのは現在の和歌山県域にある紀伊路だと言われていることから、ミスリーディングであるように思われるので、「上皇や貴族が熊野詣を行い、」は削ってはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。
4	前文	条例では常用漢字を用いるべきという観点から、16行目の「ひとつ」は「一つ」に、17行目の「なかで」は「中で」に、24行目の「われわれ」は「我々」に、27行目の「ひとり」は「一人」にしてはどうか。なお、24行目の「われわれ」は、33行目の「私たち」と整合を図って、「私たち」としてもよいのではないか。	①	ご意見のとおり修正します。
5	前文	22行目の「万古焼」は「四日市萬古焼」としたほうがよいのではないか。	④	「万古焼」の漢字表記については、一般的に使用される「萬古焼」に改めますが、ここでの「萬古焼」は、「四日市萬古焼」だけでなく、桑名や津などの萬古焼も含めた総称として考えているため、「萬古焼」とします。
6	前文	31行目の「視野に入れた、施策」は「視野に入れた施策」としたほうがよいのではないか。	⑤	ご意見をいただいた箇所は、記述内容を改める必要がありましたので、最終案では削除します。
7	第2条	第1項の「文化活動」について、文化芸術基本法や他県の文化の振興に関する条例のように、「文化に関する活動」といった定義を設けたほうがよいのではないか。	①	ご意見のとおり修正します。
8	第2条	第1項の「文化活動を行う者」について、文化芸術基本法のように、「文化活動を行う団体を含む」ということを（）で明記したほうがよいのではないか。	④	ご意見をいただいた箇所は、記述内容を改める必要がありましたので、「文化活動を行う者」という記述を削除しています。 なお、第2項に同様の記述がありますが、ここでの「文化活動を行う者」は、県民一人ひとりを示す趣旨で用いており、修正は行わないものとします。

番号	中間案での 該当箇所	意見の内容	対応 区分	意見に対する考え方
9	第4条、 第5条	第4条（県民の役割）と第5条（文化団体等の役割）の書きぶりにほとんど違いがないように思われるが、文化活動を行う者及び団体である文化団体等の役割のほうが大きいと考えるので、両者の違いを明確にするような書きぶりに見直してはどうか。	④	県民と文化団体等の役割については、どちらも重要と考えており、修正は行わないものとします。
10	第6条	第1項の「子どもたちをはじめ、」は、条例の表現としては、「子どもたちをはじめとする」としたほうがよいのではないか。	①	ご意見のとおり修正します。
11	第6条	第2項の「高等教育機関等」の範囲がよくわからないので、対象を列挙するか、定義を設けるべきではないか。	③	ここでの「高等教育機関等」は、大学等の高等教育機関のほか、博物館、図書館など調査研究を行う機関を含むものですが、条文中には定義せず、いただいたご意見を踏まえ、趣旨等にその説明を追記します。
12	第8条	第1項の「、県民が広く文化を創造し、享受することができるよう」が文章上浮いているように感じるので、当該部分を削るか、改めてはどうか。	①	ご意見を踏まえ、「市町が地域における文化の振興等において果たす役割の重要性に鑑み、文化の振興等に関する施策の実施に当たっては」との記述に修正します。
13	第8条	第1項の「相互連携」は、「県及び市町」が主語ならばわからなくはないが、「県」が主語だと違和感があり、また、既存の県条例での使用例が皆無であることから、単に「連携」でよいのではないか。	①	ご意見のとおり修正します。
14	第9条	他の基本計画について規定する県条例のように、基本計画に定める事項についても規定すべきではないか。	③	基本計画で定める事項については、基本計画の策定の過程で検討するため、条例中には規定しないものとします。 なお、いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。
15	第9条	基本計画に基づく施策を広く検証するために、例えば三重県男女共同参画推進条例第12条のように、基本計画に基づく施策の実施状況の公表についても規定すべきではないか。	③	基本計画に基づく施策の実施状況の公表に関する事項については、基本計画の策定の過程で検討するため、条例中には規定しないものとします。 なお、いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。
16	第11条	推進体制組織は、今の組織でまかなうのではなく別途設けること。 その中に専門人材を配置すること。	③	いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。
17	第12条	県民に対するわかりやすさの観点から、「必要な施策」の例示をしてはどうか。（なお、文化芸術基本法第8条・第9条参照）	①	ご意見を踏まえ、例示を追記します。
18	第13条	県民に対するわかりやすさの観点から、「必要な施策」の例示をしてはどうか。（なお、文化芸術基本法第11条参照）	①	ご意見を踏まえ、例示を追記します。
19	第14条	県民に対するわかりやすさの観点から、「必要な施策」の例示をしてはどうか。（なお、文化芸術基本法第12条参照）	①	ご意見を踏まえ、例示を追記します。
20	第15条	見出しの「県民の文化に関する関心」は「県民の文化に対する関心」としたほうがよいのではないか。	①	ご意見のとおり修正します。

番号	中間案での 該当箇所	意見の内容	対応 区分	意見に対する考え方
21	第16条	県民に対するわかりやすさの観点から、「必要な施策」の例示をしてはどうか。	①	ご意見を踏まえ、例示を追記します。
22	第17条	県民に対するわかりやすさの観点から、「必要な施策」の例示をしてはどうか。（なお、文化芸術基本法第21条参照）	①	ご意見を踏まえ、例示を追記します。
23	第17条	県民に対するわかりやすさの観点から、他県の文化の振興に関する条例のように、「自らが設置する文化施設」について、県総合博物館など、具体的な施設を例示してはどうか。	③	具体的な施設名の例示については、名称変更等の可能性もあることから、条文中では例示しないものとします。なお、ご意見を踏まえ、趣旨等に対象施設を例示することとします。
24	第17条	具体的な県の施設名を列挙すべきと思います。三重県総合文化センター、三重県立美術館、三重県立総合博物館、斎宮歴史博物館、埋蔵文化財センターのこれらすべてを指しているのでしょうか。これら県が設置した文化施設は、管理運営の方法が直営や指定管理者など異なります。県が設置している文化施設の安定的かつ効率的な運営のために、これらの施設の役割を具体化させ、その運営についても、踏み込んだ記載をするべきだと思います。	③	具体的な施設名の例示については、名称変更等の可能性もあることから、条文には記述しないものとします。なお、ご意見を踏まえ、趣旨等に対象施設を例示することとします。
25	第17条	県民に対するわかりやすさの観点から、「必要な施策」の例示をしてはどうか。（なお、文化芸術基本法第25条・第26条参照）	①	ご意見を踏まえ、例示を追記します。
26	第20条	第1項の「するため」は「するよう」としたほうがよいのではないかと。	①	ご意見のとおり修正します。
27	第20条	第1項について、県民に対するわかりやすさの観点から、「必要な施策」の例示をしてはどうか。	①	ご意見を踏まえ、例示を追記します。
28	第20条	第2項の「事業者等」の範囲が不明確なので、その内容を明示するか、事業者以外に想定するものが特にないのであれば、「等」を削ってはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。
29	第20条	第2項の「情報の提供等必要な施策」は、第18条等の他の条文との整合性や条例としての定例表現という観点から、「情報の提供その他の必要な施策」としたほうがよいのではないかと。	①	ご意見のとおり修正します。

番号	中間案での 該当箇所	意見の内容	対応 区分	意見に対する考え方
30	第20条	これは、具体的に何を示しているのでしょうか。 他都道府県で導入されている「地域版アーツカウンシル」を指しているのであれば、具体的に記載すべきだと思います。 県がこれまで実施している「三重県文化振興基金活用事業」をはじめ、県の外郭団体が行っている助成事業や、岡田文化財団をはじめとする県内の団体等によるメセナ活動とのすみわけはどのように考えているのでしょうか。そもそもその具体的な予算や人材をどのように確保するのでしょうか。「地域版アーツカウンシル」を立ち上げるのであれば、県外からの専門人材の確保ではなく、県にゆかりのある人材の確保の必要性が急務かと思えます。芸術系大学等がない三重県においては、この役割を既に様々な団体や団体に属する人材が担っています。他県の「地域版アーツカウンシル」と同じような運営を行うのではなく、より三重県独自の運営が行えるように、今後より具体的な議論が進むことを期待しています。	③	当該条文では、文化活動を行う個人や団体の自主的な活動が、継続的に行われ、さらに発展していくよう、その支援を行うことを規定しており、具体的な施策については基本計画等で検討していきたいと考えています。 アーツカウンシルについては、行政との距離を一定保ちながら、文化芸術政策の調査研究や企画立案、人材育成や助成制度の運用など地域の実情に応じた取組を専門的視点から実施する専門機関であり、全国で様々な形で設置されていると認識しています。ご意見のとおり、人材の育成も含め本県の実情に応じた課題への対応を検討する必要があると認識しており、専門性を生かした文化施策の構築も含め、効果的な施策のあり方について検討し、取り組んでいきます。 なお、いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。
31	第21条	「文化に関する創造的活動を行う者」は、第2条の「文化活動を行う者」との違いが明らかではないので、条例全体での表現の統一の観点から、「文化活動を行う者」としてはどうか。	④	この条文での「文化に関する創造的活動を行う者」は、いわゆる芸術家やアーティストなど、専門的に文化に携わる者を想定しているため、修正は行わないものとします。
32	第21条	「伝統芸能」については、第24条で定義されているが、それと同じ意味内容なのであれば、第21条のほうで定義し、「第24条において同じ。」とすべきではないか。	⑤	ご意見の箇所については、伝統芸能だけでなく、様々な文化の分野の継承に関わる活動を行う者を想定していることから、文言を「文化の継承活動を行う者」に修正します。
33	第21条	「文化財等（第23条に規定する文化財等をいう。）」とあるが、あえてこのような書きぶりせず、第21条で「文化財等」の定義をし、「第23条において同じ。」とすればよいのではないか。	①	ご意見を踏まえ、修正します。
34	第21条	実演家、演奏家の育成だけでなく、それを支える人材も「担い手」なのではないでしょうか	①	ご意見を踏まえ、文化や芸術を支える人材を含む記述を追記します。
35	第24条	県民に対するわかりやすさの観点から、「必要な施策」の例示をしてはどうか。（なお、文化芸術基本法第10条参照）	①	ご意見を踏まえ、例示を追記します。
36	第24条	第2章第1節において、文化の振興の中で、「芸術」、「芸能」、「生活文化の振興及び国民娯楽の普及」を取り上げているが、文化芸術基本法第三章にある「伝統芸能」を記載しない理由はなぜでしょうか。 「伝統芸能」は、第4節に含まれるものとも思いましたが、該当の箇所は「三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承」であり、この書き方では県に由来の無いものは、県の文化振興の対象に含まれないように感じました。 県民としては、県に由来のあるものを大切にすることは理解できますが、第2章第1節に先ず「伝統芸能」の記載があって、さらにその上第4節でとりわけ県に由来のあるものと記載した方が、丁寧であると思えます。	④	第24条の「伝統芸能」については、我が国古来の伝統的な芸能としており、歴史的な価値の観点から、第2章第4節「三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承」中に含めていますが、県に由来のないものを対象としないということではありませんので、修正は行わないものとします。

番号	中間案での 該当箇所	意見の内容	対応 区分	意見に対する考え方
37	第25条	県民に対するわかりやすさの観点から、「必要な施策」の例示をしてはどうか。なお、「地域住民が主体となって取り組む文化を生かしたまちづくりの推進」は「文化を生かした地域の活性化」のための施策の一例とも考えられるので、「地域住民が主体となって取り組む文化を生かしたまちづくりの推進を図るため、」を「地域住民が主体となって取り組む文化を生かしたまちづくりの推進その他の」としてもよいのではないか。	①	ご指摘のとおり修正します。
38	第26条	「観光等」の内容が不明確なので、その内容を明示されたい。	①	ご意見を踏まえ、「観光その他の産業」との記述に修正します。
39	第26条	「必要な施策」とあるが、何のために必要な施策かが規定されていないので、他の条文と同様に「(……)ため」や「(……)よう」といった形で目的に相当する記述を追加すべきではないか。	①	ご意見を踏まえ、「観光その他の産業の発展とともに地域における文化の振興等を図るため」との記述を追記します。
40	第27条	本文では「郷土の歴史及び伝統文化」となっていることにも鑑み、見出しの「歴史と伝統文化」は「歴史及び伝統文化」としてはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。
41	第28条	県民に対するわかりやすさの観点から、「必要な施策」の例示をしてはどうか。	①	ご意見を踏まえ、例示を追記します。
42	第2章	第2章の章名が「文化に関する基本的施策」となっているが、第1条、第3条、第9条等との整合を図るため、「文化の振興等に関する基本的施策」としてはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。
43	第3章	現行の三重県文化審議会条例第6条のような会議の運営に関する規定や、同条例第7条のような細目の委任に関する規定は設けなくてよいのか。	①	ご意見のとおり修正します。

- 1 対象：市町（29市町）、三重県文化団体連絡協議会加盟団体（34団体）、関係公益法人（9団体）
- 2 照会期間：令和4年12月12日（月）から令和5年1月10日（火）まで（30日間）
- 3 意見数：市町3件（2団体）、関係公益法人9件（2団体）
- 4 意見の概要及び意見に対する回答：下表のとおり

項目別意見数

項目	件数
全般 に関する意見	4件
前文 に関する意見	1件
第2条（基本理念） に関する意見	2件
第8条（教育機関の役割） に関する意見	2件
第17条（文化施設の充実） に関する意見	1件
第24条（伝統芸能及び民俗芸能等の継承及び発展） に関する意見	1件
第2章（文化に関する基本的施策） に関する意見	1件
合計	12件

対応状況別意見数

対応区分	件数
① 反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	5件
② 反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。	0件
③ 参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	1件
④ 反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの。（県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。事業主体が県以外のもの。法令などで規定されており、県として実施できないもの。）	3件
⑤ その他：①～④に該当しないもの。	3件
合計	12件

対応状況

番号	中間案での該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する考え方
1	全般	文化財保存継承について明記されているが、文化財保護条例と重複し、不都合等はないか（当審議会委員会と別文化財委員会での意見に相違があった場合など）	⑤	本条例は、本県の文化政策全般に係る基本的な考え方を定めるものですが、一方、「三重県文化財保護条例」は、文化政策の対象の一つである文化財政策に関する個別の条例です。本県の文化財に係る具体的な施策については、従前より「三重県文化財保護条例」や「三重県文化財保存活用大綱」に基づいて進められていますが、これらの理念・目的は本条例と基本的に一致するものであり、本条例制定により齟齬が生じるものではありません。
2	全般	文化の効果は記載がありますが、文化とは何かという定義が明確に記載されていないため、県民に、ストレートに理解いただけないと思われまます。 文化の定義がされないと、例えば、「精神的な基盤となる文化（全文）」「文化によって生み出される価値（1条、2条）」「文化固有の意義（2条）」と言われても、県民自体が、明快な理解に辿り着けないと思ひます。 前文に文化の定義を記載してはどうか。	④	「文化」については、その対象とする分野が非常に多岐にわたるとともに、多種多様であり、また、様々な側面から捉えることができるものあることから、本条例では「文化」という言葉についての定義を設けないこととしています。 なお、前文においてその意義等について記述し、ご理解いただけるよう配慮します。
3	全般	企業にとっては文化活動は重要な社会貢献であり大切な活動である。これからも県のサポートをお願いしたい。	⑤	本県の文化振興にとって、事業者の果たす役割は非常に重要なものと認識しており、本条例においても事業者の役割を規定するなど、事業者が本県の文化振興に積極的に関与していただけることを期待しています。また、県としても、事業者をはじめ、関係者との連携に努めてまいります。

番号	中間案での 該当箇所	意見の内容	対応 区分	意見に対する考え方
4	全般	文化芸術の分類の中で、「伝統工芸」に触れられていない（万古焼、伊賀焼、鈴鹿墨など県内にも他に誇る伝統工芸がある＝前文にこれらのことが書かれているが、第12～14条でそれを受けた形になっていない）。	①	ご意見を踏まえ、第2章第4節「三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承」中に、「伝統工芸の継承及び発展」を追加します。
5	前文	<p>「条例制定の背景」の書き込みが不足しているのでは。国の方針（文化芸術基本法および文化芸術推進基本計画）とリンクさせながら、その方針に沿って三重県の方針を位置付ける必要があると考える。「条例制定の背景」は「三重の文化の特色とその意義」の上位に位置する重要なファクターだと考える。</p> <p>前文27行目に「誰ひとり取り残さない持続可能な社会の実現のために…」、「三重の特色ある文化の土壌を未来に継承…」と記述されているが、持続可能な社会の実現は、三重県の特色ある文化の土壌を引き合いにする以前の普遍的課題であり、視点を変えてみてはどうか。</p> <p>法の理念に基づけば、すべての立場の人に文化を創造し享受する権利があるという「文化権の保障」を前提として記載し、文化芸術の持つ力があらゆる立場の人々を取り込み、社会の一員として支え合うような社会の実現に有用である（社会包摂の理念）—という記述がとこかに必要ではないか。さらには、そのための地域社会の仕組みや協働の構図（各分野との有機的な連携＝文化芸術基本法第2条第10項）をこの文化振興条例でどのように構築していくのかを記述しても良い。</p>	①	<p>前文に「誰もが文化にふれ親しむことができる環境づくりに取り組む」旨の記述を追加します。</p> <p>なお、「すべての立場の人に文化を創造し享受する権利がある」という、いわゆる文化権の考えについては、第2条第3項においても、県民の誰もが、障がいの有無等にかかわらず、文化を鑑賞、参加、創造できる環境づくりに取り組むことを規定しており、また、各分野との有機的な連携についても第2条第9項において規定しています。</p>
6	第2条	一般的に条例や基本方針には施策毎の異なる目的が混在するため、県民を主体とする政策を網羅する「県民文化政策」と、文化力による都市の発展を目指す「都市文化政策」を明確に分けて記載する必要がある。第2条（基本理念）の1、2、3、7が県民文化政策に相当し、4、5、6は都市文化政策となるため、項目の入れ替えが必要。	④	<p>本条例では、「文化芸術基本法」の理念を基本としつつ、本県の独自性を踏まえた9つの基本理念を規定しています。</p> <p>なお、いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
7	第2条	基本理念の中に、障がい者に関する記述が見当たらない。「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」では、障がい者による鑑賞・体験機会の充実だけでなく、障害者が自由にアートを創造する権利保障に言及し、地方公共団体による環境整備や公開の場の確保、評価、支援（買い上げ等）にまで踏み込んだ条例構成となっており、アール・ブリュット（アウトサイダーアート）としての地方の取り組みを求めている。	③	第2条第3項において、県民の誰もが、障がいの有無等にかかわらず、文化を鑑賞、参加、創造できる環境づくりに取り組むことを基本理念として規定しているところですが、障がい者の文化活動の推進については、非常に大切な視点と認識しており、いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。

番号	中間案での 該当箇所	意見の内容	対応 区分	意見に対する考え方
8	第8条	<p>「市町との相互連携に努めるものとする。」に対して、県と市及び町との相互だけの連携でなく、複数の市町が協同で行う文化の振興等に対しても県からの積極的な調整、支援も行っていただけるような追記をお願いしたい。</p> <p>趣旨は、複数の市町が協同で行う文化の振興等に関する施策、市町に共通する業務を簡素化に向けた共同化や課題解決に対しての県のリーダーシップ的な役割をお願いしたい。</p> <p>イメージ図（愛媛県・市町連携推進プランP2抜粋）</p>  <p>これまでの「県・市町連携」に加え、『市町連携への積極的調整・支援』等を実施。</p>	①	<p>ご意見を踏まえ、「相互連携に努める」という記述から「連携を図る」との記述に修正します。</p> <p>市町が実施する文化振興に関する取組は、本県の文化振興にとって重要なものと認識しており、県と市町の連携がしっかりと図られるよう、いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
9	第8条	<p>第6条（教育機関の役割）の中で、「教育機関は…文化にふれ親しむ機会の創出に努めるものとする」とあるが、基本的施策でそれを受けていないのではないかと。</p>	⑤	<p>直接的な言及はありませんが、基本的施策のうち、「子どもたちの文化活動の充実」、「高齢者、障がい者等の文化活動の充実」に関する条文において、教育機関が関わってくるものと考えています。</p>
10	第17条	<p>第17条で唐突に施設管理運営というハード面について記載しているが、この条はもっと後段で良いのでは。</p>	①	<p>ご意見を踏まえ、第17条については、第2章第2節「文化にふれ親しみ、創造する環境づくり」の最後へ移動します。</p>
11	第24条	<p>第24条で「伝統芸能・民俗芸能」が登場するのは違和感がある。なぜか？本来は第14条に続いて第15条に記載が妥当と思うが。</p>	④	<p>本条例では、伝統芸能、民俗芸能等については、歴史的な価値の観点から、第2章第4節「三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承」中に含めていることから、修正は行わないものとします。</p>
12	第2章	<p>雑感だが、第18条から第28条までの条文に具体的な記載（例示など）がなく淡泊な記載に感じる。</p>	①	<p>ご意見を踏まえ、最終案では例示を追記します。</p>

- 1 照会期間：令和5年1月24日（火）～2月3日（金）
- 2 意見数：9件
- 3 意見の概要及び意見に対する回答：下表のとおり

項目別意見数

項目	件数
前文	1件
第1条	1件
第2条第3項、第17条	1件
第6条第2項	1件
第11条	1件
第16条	1件
第18条	1件
第20条	1件
第28条	1件
第31条	1件
合計	10件

対応状況別意見数

対応区分	件数
① 反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	3件
② 反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。	0件
③ 参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	7件
④ 反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの。（県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。事業主体が県以外のもの。法令などで規定されており、県として実施できないもの。）	0件
⑤ その他：①～④に該当しないもの。	0件
合計	10件

対応状況

番号	最終案での該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する考え方
油田委員 ①	第2条第3項、第17条	第2条第3項では「…県民がその年齢、障がいの有無、経済的な状況または居住する地域にもかかわらず等しく、文化を鑑賞し…」、第17条では「県は高齢者、障がい者等が行う文化活動の充実を図るため…」とあるが、社会的弱者への配慮や多様化する共生社会を考えた場合、今後の社会情勢を鑑みても在留外国人も入れるべきではないか（「国籍等にもかかわらず」などを追記してはどうか）。	③	第2条第3項では、文化を創造し、享受することは人々の生まれながらの権利であることを規定しており、在留外国人についても含まれるものと考えています（第17条においても同様）。 なお、いただいたご意見は、本県の共生社会の実現にとって重要と考えますので、基本計画の策定の際など、今後の施策の参考にさせていただきます。
油田委員 ②	第11条	「…必要な体制を整備するものとする。」とあるが、体制の整備だけでなく、専門的な人材も必要とされることから、「…必要な体制を整備するとともに、適切な人材を配置する。」などを追記してはどうか。	③	「必要な体制」には、適切な人材の配置も含まれるものと考えています。 なお、いただいたご意見については、基本計画の策定の際など、今後の施策の参考にさせていただきます。
油田委員 ③	第18条	現在の中高生はあまり文化芸術に触れておらず、また今後文化芸術に関する部活動の問題なども起こってくることから、「子どもたち」という言葉だけでなく「青少年」といった言葉も入れて強調すべきではないか。	③	「子どもたち」については、第2条第7項で「乳幼児、児童、生徒等」と規定しており、中学生、高校生も含まれるものと考えています。 なお、いただいたご意見については、基本計画の策定の際など、今後の施策の参考にさせていただきます。

番号	最終案での 該当箇所	意見の内容	対応 区分	意見に対する考え方
油田 委員 ④	第20条	「…文化活動の拠点として、文化の鑑賞、活動及び交流の場として…」とあるが、文化施設の充実、県立施設だけでなく、民間施設等の協力・連携も不可欠であると考えるので、「…文化活動の拠点として、公立や民間文化施設での、文化の鑑賞、活動及び交流の場として…」とすべきではないか。	③	民間施設等との協力・連携については、第8条（市町等との連携）において、県は、関係者間の連携に努める旨を規定しており、この中に含まれるものと考えています。 ご意見のとおり、公立又は民間の文化施設は、本県の文化の振興にとっても重要な存在ですので、いただいたご意見については、基本計画の策定の際など、今後の施策の参考にさせていただきます。
岩間 委員 ①	第16条	意見を踏まえて「必要な施策」を例示したことは理解できるが、「県民の鑑賞等の機会の充実」を図るための施策の例示が「情報の収集及び提供」ではさみしい。鑑賞などの機会を増やすためのより直接的で、積極的な施策を示すことはできないか。	③	「県民の鑑賞等の機会の充実」については、本条だけでなく、他の条で規定する施策と併せて、総合的に施策を実施し、その実現に取り組みたいと考えています。 なお、具体的な施策については、基本計画の策定等の際に検討していくことから、いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。
岩間 委員 ②	第28条	「誇りと愛着を持つことができるよう」という表現は子どもたちを対象とするなら良いと思うが、県民全体を対象とするなら「誇りと愛着を深めることができるよう」などの表現が良いのではないか。	①	ご意見を踏まえ、第28条（及び第2条第4項）について、「誇りと愛着を育むことができるよう」との記述に修正します。
望月 委員	前文	7行目の「我々は」は、パブリックコメントへの対応を踏まえると、「私たちは」が適当ではないか。	①	ご意見のとおり、「私たちは」に修正します。
北村 委員	第1条	「コロナ禍の影響を受けた」の表現は「新型コロナの影響」、「コロナ禍による影響」（←公の文章で多く見かける）の方が適当ではないでしょうか。 または、長い視点で、今後新たな感染症が生まれる可能性を考慮して「感染症流行の影響を受けた」という表現はいかがでしょうか。	①	ご意見を踏まえ、「コロナ禍による影響を受けた…」に修正します。
東福 寺委 員	第31条	審議会の役割として、各年度の施策の進捗状況について評価することが、次期計画へつなげるためにも肝要であると考えます。そのことを所掌事項として明記すべきではないかと思いました。	③	ご意見のとおり、施策の進捗状況について評価を行い、検証していくことは重要と認識しております。 基本計画の策定の際には、成果指標の設定とともに評価に関する仕組みを検討したいと考えておりますので、いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。
田村 委員	第6条第2 項	第20条の「文化施設の充実」の部分では、県立の文化施設（三重県総合文化センター、総合博物館、県立美術館、県立図書館、斎宮歴史博物館）全てが対象となっていますが、第6条の教育機関としての役割では総合文化センターに言及されていないのはいかがでしょうか。 美術館、博物館、図書館のように、個別法の成立もはっきりせず、「劇場、音楽堂の活性化に関する法律」は遅く、実態も追いついていない現状もありますが、文化振興条例の基本的施策のトップに芸術の振興があるなら、文化センターも第6条第2項に高等教育機関等の部分に入れるべきではないでしょうか。日本の教育での芸術教育の現状から考えますと役割としては大きいと思います。	③	ご意見のとおり、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」第15条において「学校教育との連携」が規定されているように、芸術教育を行う上で、劇場等と学校教育との連携は重要と認識しており、いただいたご意見については、基本計画の策定の際など、今後の施策の参考にさせていただきます。